

高松地方裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日 時

平成22年5月27日（木）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）植村倫子，木原光治，木村斉，重松麓，堀井茂，水沼祐治，三谷忠之，宮脇初恵，八木正一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）坂本事務局長，青野総務課長

（オブザーバー）小松民事首席書記官，川崎刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 委員自己紹介（新任の重松委員，水沼委員，三谷委員，八木委員）

(2) 委員長の選任について

○ 裁判所所長の八木委員がよいのではないか。

○ 異議なし。

八木委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名について

三谷委員が，委員長から委員長代理に指名された。

(4) 「市民から見た裁判所について」の説明

前回に引き続き堀井委員から，「市民から見た裁判所」をテーマに弁護士の役割（職務範囲，責務，法曹人口増加の影響等），日本の刑事司法，司法制度改革等について説明（講演）をいただいた。

● 経費節減も良いが，冬場に暖房が入っていなかったり，廊下が暗かったりすると，裁判所を訪れた当事者の気持ちも暗くなる。そういった面にも配慮してほしい。

(5) 意見交換

■ ただ今の堀井委員の説明をもとに意見交換を行いたい。

○ 以前は弁護士の広告を出せなかったと思うが，最近はテレビやラジオで宣伝されている。また，以前は裁判に持ち込むには敷居が高い時代だった。弁護士の広告の位置づけはどのようになっているのか。

● テレビやラジオのほか，東京では電車の広告も多い。つい最近までは正当な利益を守るという根本的な目的からすれば，弁護士の広告は弊害が多いのではないかという考えがあったが，報酬規定が撤廃され，営業の自由や競争原理から，現在は広告してもいいことになっている。市民も広告がなければ弁護士の情報が取れない。広告の弊害に対しては，弁護士倫理にしたがって規制することになる。

弁護士は第一次的な紛争解決機関だと考えている。結論は出せないが，勝つ見込みはどの程度あって，どういう解決が予想されるかとか，費用はどの程度必要になるかということを知ってもらった上で選択してもらいたいというのが弁護士の希望である。

弁護士に相談しやすい状況にはなっており，相談件数も増えている。

○ 弁護士会と法テラスとの関係はどのようになっているのか。

- 法テラスは国の方針として設置されたものであり、弁護士会は全面協力するという姿勢で臨んでいる。

また、法テラスは法律扶助と密接に関連しているので、無料法律相談も結構やっている。それで相談を受けた弁護士が法テラスの斡旋により法律扶助決定又は直接法テラスの基準的な金額で委任を受けて事件を処理するという形になっている。

法テラスは司法制度改革の一環として生まれたものだが、今後どのように展開するかはわからない。少なくとも法テラスは市民に近い位置づけにあるし、公的な機関であるから信用度が高いので、将来的にはそこに相談が集中するのではないかという懸念を持っている。

- 一般市民の目から見れば、法曹人口が増えることにより、やはり質が低下するのではないかという懸念がある。

法曹養成改革はどのように行われているのか。裁判官や検察官は多忙であり、増やさなければならぬという意見を持っているが、弁護士の方はどうか。

- 制度設計の段階で、法曹人口を増やすということは今の司法試験制度や司法修習制度では賄いきれないだろうという意見になり、大学にロースクールを作って2年ないし3年の間に法律の素養を身に付けさせ、倫理観を植えつけて世に送り出そうということになった。司法修習期間は以前は2年だったが、1年にしたとしてもそれなりの教育ができるというのが当初の制度設計であった。ところが、各ロースクールの学生の司法試験の合格率は25パーセントから30パーセント、多いところで50パーセントを超えるくらいとなっている。質や能力の低下を懸念して、見直さなければならぬという意見が当然に出てくる。ロースクールも定員を減らさなければならぬとか、授業の中身を見直さなければならぬといった現状がある。

- 2年あった修習期間を1年にし、前半の1年分をロースクールで理論的な面と修習の実務的な面とを両方組み合わせて教育するということで制度が出来上がった。

当初は8割くらいの学生が司法試験に受かるという前提で作られたが、実際には半分くらいである。

弊害としては、法学部のあるほとんどの大学がロースクールを創ってしまったことである。伝統がなく、司法試験に合格した学生数が非常に少ない大学では、受験生が減ってくるという悩みもある。また、学生はとにかく卒業したい、大学側は司法試験に受かる実力をもって卒業してほしいというジレンマがある。

- 定員については国会で決めるものであるから、国民のバックアップがないと裁判官も検察官も増えてこないということになる。

- 弁護士会は従前から、とにかく裁判官の数を増やして欲しいと言ってきた。裁判所は裁判官の数を長期的に倍以上に増やすということを要請しておくべきであったが、できていないため、司法制度改革は中途半端な面がある。裁判の遅延という問題に関しては、早ければいいというものではなく、ある程度時間はかかっても、裁判所が一つの事件に十分な時間をとれる態勢をとってきちんと証拠調べをし、きちんと言い分を聞き、きちんと認定してくれば、最終的に当事者がかなり納得できるような良い結論が導けるのではないかというのが弁護士会全体の意見である。

- 財政再建の一環で、とにかく公務員を減らそうとしている。その中で裁判官、検察官を増やしていくことはかなり大変な作業だと聞いている。

- 裁判官は隔離されたところで住まわられていて一般市民の生活に接していないので、一般市民の感覚を重視した経験も踏まえていただきたいということと、もう一つはコスト面でも削減ができないかという両面での議論になっているのだろうと思う。

- まず現状認識として、裁判官は決して市民と隔離された閉ざされた空間で生活しているというわけではないと思う。ただ、一般の人との付き合いはなかなか難しい面があるが、なる

べく地域との交流を図ろうとする人もいるし、判事補の間に外部経験をする制度もある。例えば弁護士事務所に行く人もいるし、行政官庁や民間の企業に行く人もいる。留学も一つの方法である。そのように、外部をきちんと見て、ずっと隔離されているような裁判官を創り出さないような枠組みとしている。

- 裁判所は一般の人との付き合いを制限しているわけではないが、暗黙的な、雰囲気的なものがあつた。もっと裁判官も普通の社会生活に入っていきような雰囲気づくりをしていくのが今後の課題ではないか。世間とのつながりが薄いということはプラス、マイナスの両面があるが、そんなに躊躇せず、一般社会人くらいの付き合いをし、親睦団体に加入しているいろと話をするのも良いのではないかと思う。

職業的な点については、自分自身を律することができればよいのではないか。そうでなければ事件を通じてのみ社会を勉強していくことになりかねない感じがする。

- 裁判官は一般の人との付き合いが規制されているものと誤解していたが、そうでないということは分かった。
- 裁判所へ行った DV 被害者から、すごく暑いところでいろいろな説明を受けたが、ぼうっとしていて何も分からず、DV の相談員から改めて説明を受けて初めて理解できたという話を聞いた。また、うつ傾向やパニックになっている方もたくさんいるので、そんなに難しい用語でも理解していない方もいる。敷居の高いところに行っているとの前提で、いろいろ辛い思いをしている状況の中で聞く話だということを理解して説明していただければ、より被害者の方も説明が理解しやすいのではないかと思う。
- 裁判員裁判の新聞報道などを見ていると、女性の強姦事件の場合は、裁判員裁判ではなく、プロの裁判官による裁判も選択できるようにして欲しいとの要望を出すとの報道もされているが、例えば、強姦事件で裁判員 6 人すべてが女性になるのと男性になるのとではまた違ってくるのではないかと思う。

また、裁判員を経験された方から言葉が難しいという感想が述べられていたが、専門用語をどのように分かりやすく伝えるかということについて、どのように工夫されているのか。

- 裁判員の意見や報道等を見ると、比較的分かりやすかったという評価をいただいている。裁判員には証拠も含めて事件の中身を理解していただかなければならない。検察庁のみならず、裁判所も弁護士会も同じだが、とにかく分かりやすい裁判の実現を考えている。例えばモニターにパワーポイントを映し出して視覚に訴える等、昔の裁判を知っている方からすれば、分かりやすくなっていることが理解できると思う。

5 次回予定

平成 22 年 12 月 2 日 (木) 午前 10 時から 2 時間程度

(場 所) 高松高等裁判所大会議室 (6 階)

(テーマ) 「研究者から見た裁判所について」